

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>銀行取引規定</b></p> <p>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と取引を行う場合は、当社で取扱う預金取引、ローン取引、その他当社が提供する各種サービス取引すべてにおいて、<u>この規定(以下「本規定」といいます。)</u>における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。</p> <p><b>第1条 略</b></p> <p><b>第2条(取引方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社との取引にあたっては、インターネットに接続でき、かつ、当社所定のネットワークに接続できる<u>パーソナルコンピュータや携帯電話機等</u>(以下、「端末」といいます。)、<u>または、電話</u>その他当社の指定する方法により取引依頼を行うほか、当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機から取引を行うことができます。</li> <li><u>端末</u>を通じたインターネット経由による取引を「インターネットバンキング」、電話による取引を「テレフォンバンキング」、現金自動入出金機による取引を「キャッシュカード取引」といいます。当社がお客さまに提供します、インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引の各種サービスを「バンキングサービス」といいます。</li> <li>インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引で取扱う取引、サービス等の詳細については、<u>各取引規定または当社 WEB サイト上</u>に掲示します。</li> </ol> <p><b>第3条(預金の預入れ、払戻し)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>預金への預入れ、払戻しは、端末や電話を使って、お客さま名義の預金口座間の振替、および振込により行うことができます。また、第4条(代表口座、目的別口座)第1項に定める代表口座円普通預金については、<u>デビット付キャッシュカードまたはキャッシュカード</u></li> </ol> | <p style="text-align: center;"><b>銀行取引規定</b></p> <p>住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と取引を行う場合は、当社で取扱う預金取引、ローン取引、その他当社が提供する各種サービス取引すべてにおいて、下記条項のほか、別途定める各取引規定についても<u>確認し、同意したものと</u>して取扱います。</p> <p><b>第1条 略</b></p> <p><b>第2条(取引方法)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社との取引にあたっては、インターネットに接続できる<u>パーソナルコンピュータまたは当社所定のネットワーク</u>に接続できる携帯電話機等(以下、<u>あわせて「端末」といいます。</u>)、電話その他当社の指定する方法により取引依頼を行うほか、当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機(<u>以下、総称して「端末等」といいます。</u>)から取引を行うことができます。</li> <li><u>パーソナルコンピュータ</u>を通じたインターネット経由による取引を「インターネットバンキング」、電話による取引を「テレフォンバンキング」、現金自動入出金機による取引を「キャッシュカード取引」といいます。当社がお客さまに提供します、インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引の各種サービスを「バンキングサービス」といいます。</li> <li>インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引で取扱う取引、サービス等の詳細については当社 WEB サイト上に掲示します。</li> </ol> <p><b>第3条(預金の預入れ、払戻し)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>預金への預入れ、払戻しは、端末や電話を使って、お客さま名義の<u>他</u>の預金口座間の振替、および振込により行うことができます。また、第4条(代表口座、目的別口座)第1項に定める代表口座円普通預金については、<u>デビット付キャッシュカードまたはキャッシュカード</u></li> </ol> |

兼 認証番号表を利用することにより当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機を使用して現金を預入れ、払戻しすることができますが、それ以外の口座では、現金による預入れ、払戻しをすることはできません。

2. 手形、小切手その他の証券類は、預入れ、払戻しを含め取扱いません。

#### 第4条(代表口座、目的別口座)

##### 1. 代表口座

代表口座は、当社との各取引を開始するにあたり、ご本人名義にて開設していただく必要がある口座であり、個人、事業者とも一口座ずつとさせていただきます。代表口座は、円普通預金、円定期預金、外貨普通預金(未成年のお客さまは除きます。)、外貨定期預金(未成年のお客さまは除きます。)についてそれぞれ開設されます。代表口座においては、キャッシュカード取引、振込、当座貸越(事業者のお客さま、18歳未満のお客さまは除きます。)、カードローン取引その他当社が各取引規定において定める取引を行うことができます。

##### 2. 目的別口座

目的別口座は、円普通預金、円定期預金、外貨普通預金(未成年のお客さまは除きます。)、外貨定期預金(未成年のお客さまは除きます。)に設定することができます。当社所定の範囲内で複数口座設定できるものとします。

#### 第5条(口座開設方法)

##### 1. 口座開設申込み

お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、取引印鑑をお届け(個人のお客さまは除きます。)のうえ、当社所定の必要書類を添えてご提出いただくことにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。また、個人のお客さまは、当社 WEB サイトにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

ド 兼 認証番号表を利用することにより当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機を使用して現金を預入れ、払戻しすることができますが、それ以外の口座では、現金による預入れ、払戻しをすることはできません。

2. 手形、小切手その他の証券類は、当社所定の場合を除き、これを預入れ、払戻しすることはできません。

#### 第4条(代表口座、目的別口座)

##### 1. 代表口座

代表口座で取扱う取引は、円普通預金、キャッシュカード取引、振込、円定期預金、当座貸越(事業者のお客さま、18歳未満のお客さまは除きます。)、外貨普通預金(未成年のお客さまは除きます。)、外貨定期預金(未成年のお客さまは除きます。)とします。代表口座は、当社との取引を開始するにあたり、ご本人名義にて開設していただく必要がある口座であり、個人、事業者とも一口座とさせていただきます。

##### 2. 目的別口座

目的別口座で取扱う取引は、円普通預金、円定期預金、当座貸越(事業者のお客さま、18歳未満のお客さまは除きます。)、外貨普通預金(未成年のお客さまは除きます。)、外貨定期預金(未成年のお客さまは除きます。)とします。目的別口座については当社所定の範囲内で複数口座設定できるものとします。

#### 第5条(口座開設方法)

##### 1. 口座開設申込み

お客さまは、本規定、別途定める円普通預金規定、キャッシュカード規定、振込規定、円定期預金規定、当座貸越規定(事業者のお客さま、18歳未満のお客さまは除きます。)を承認のうえ、当社所定の申込書に必要事項を記入し、取引印鑑をお届け(個人のお客さまは除きます。)のうえ、当社所定の必要書類を添えてご提出いただくことにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。また、個人のお客さまは、当社 WEB サイトにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、

2. 届出印(個人のお客さまは除きます。)

事業者のお客さまは、当社と取引を開始する際には取引に使用する印鑑(以下「届出印」といいます。)を当社所定の申込書にて届出てください。届出印は一事業者につき一登録とさせていただきます。

3. 略

4. 略

5. 略

6. 取引時確認

(1) 当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令(以下「犯罪収益移転防止法等」といいます。)に基づき、取引時確認を行います。

(2) 口座開設時の取引時確認は、以下のいずれかの方法により行います。加えて、当社が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。

① 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係書類(デビット付キャッシュカードおよび認証番号カードを含みます。以下同じ。)を当社所定の方法で送付する方法

②～③ 略

(3) 取引関係書類が不着で当社に返送された場合、または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、当社はお客さまに事前に通知することなく、取引の全部を停止し、もしくは預金口座を解約すること、または口座開設を行わないことができるものとします。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当社が判断した場合、本規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項の各号に該当した場合は、口座開設を行わないことがあります。口座開設を行わなかったことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

**第 6 条(取引の開始)**

当社との取引にあたって、お客さまは事前に以下の各種パスワードおよび取引限度額等のうち、当社が定めるものを当社に届出るものとします。

1. パスワード等の登録

当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

2. 届出印(個人のお客さまは除きます。)

事業者のお客さまは、当社と取引を開始する際には取引に使用する印鑑(以下「届出印」といいます。)を当社所定の申込書にて届出てください。届出印は一事業者につき一登録とし、当社所定の取引について共通とさせていただきます。

3. 略

4. 略

5. 略

6. 本人確認

(1) 当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令(以下「犯罪収益移転防止法等」といいます。)所定の方法により、本人確認を行います。

(2) 口座開設時の本人確認は、以下のいずれかの方法により行います。加えて、当社が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。

① 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係書類(デビット付キャッシュカードおよび認証番号カードを含みます)を当社所定の方法で送付する方法

②～③ 略

(3) 取引関係書類が不着で当社に返送された場合、または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、口座開設は行いません。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当社が判断した場合、本規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項の各号に該当した場合は、口座開設を行わないことがあります。口座開設を行わなかったことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

**第 6 条(取引の開始)**

1. パスワード等の登録

当社との取引を開始するにあたっては、初回ログイン時において、以下のログインパスワード、取引パスワード、キャッシュカード暗証番号および認証番号表を設定または受領していただきます。なお、初回ログイン時にはユーザーネームのほか、(i)当社が郵送で通知する仮ログインパスワード、または、(ii)口座開設申込み時に当社所定の手続きによりお客さまが登録した仮ログインパスワードのいずれかを入力する方法によりログインしていただきます。また、(ii)の場合、デビット付キャッシュカードまたは認証番号カード受取後にお客さまが当社所定の手続きを行わない場合は、取引の一部が制限されることがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

各種パスワードのうち、デビット暗証番号(以下、ログインパスワード、取引パスワード、キャッシュカード暗証番号および認証番号表と合わせて「パスワード等」といいます。)については、デビット付キャッシュカード発行時にお客さまが当社所定の手続きにより登録するものとします。

(1)～(5) 略

## 2. 取引限度額等の登録

お客さまにご利用いただくバンキングサービスの取引範囲として、取引限度額、振込限度額、キャッシュカード引出限度額、キャッシュカード利用設定、その他当社が定めるものをご指定いただきます。

## 第7条(パスワード、カード等の管理等)

1. 略

2. 略

### 3. パスワード等の誤入力

#### (1)キャッシュカード暗証番号

お客さまが、登録済のキャッシュカード暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、キャッシュカードの取扱いを無期限で停止します。この場合には、当社所定の手続きにしたがって、キャッシュカード暗証番号の変更手続きを行ってください。

#### (2)デビット暗証番号

お客さまが、登録済のデビット暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、デビット付きキャッシュカードの取扱いを無期限で停止します。こ

当社との取引にあたって、お客さまは事前に以下の各種パスワードおよび取引限度額等のうち、当社が定めるものを当社に届出るものとします。当社との取引を開始するにあたっては、初回ログイン時において、当社所定のログインパスワード、取引パスワード、キャッシュカード暗証番号および認証番号表(以下「パスワード等」といいます。)のうち当社が定めるもの、および取引限度額等当社が定めるものについて、当社所定の手続きを行う必要があります。なお、初回ログイン時にはユーザーネームのほか、(i)当社が郵送で通知する仮ログインパスワード、または、(ii)口座開設申込み時に当社所定の手続きによりお客さまが登録した仮ログインパスワードのいずれかを入力する方法によりログインしていただきます。また、(ii)の場合、デビット付キャッシュカードまたは認証番号カード受取後にお客さまが当社所定の手続きを行わない場合は、取引の一部が制限されることがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

各種パスワードのうち、デビット暗証番号については、デビット付キャッシュカード発行時にお客さまが当社所定の手続きにより登録するものとします。

(1)～(5) 略

## 2. 取引限度額等の登録

お客さまにご利用いただくバンキングサービスの取引範囲として、振込限度額、キャッシュカード引出限度額、キャッシュカード利用設定、その他当社が定めるものをご指定いただきます。

## 第7条(パスワード、カード等の管理等)

1. 略

2. 略

### 3. パスワード等の誤入力

#### (1)キャッシュカード暗証番号

お客さまが、登録済のキャッシュカード暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、当該パスワード等の取扱いを無期限で停止します。この場合には、当社所定の手続きにしたがって、キャッシュカード暗証番号の変更手続きを行ってください。

#### (2)デビット暗証番号

お客さまが、登録済のデビット暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、当該パスワード等の取扱いを無期限で停止します。この場合に

の場合には、当社所定の手続きにしたがって、デビット付キャッシュカードの再発行手続きを行ってください。

(3) その他パスワード

お客さまが、登録済のログインパスワード、取引パスワード、または認証番号表、デビット暗証番号等当社所定のパスワード等と異なるパスワードを当社所定の回数連続して入力した場合、当社はお客さまに対して、当社所定の期間、当該パスワード等の取扱いを停止します。

4. カード等の管理

デビット付キャッシュカード、キャッシュカード 兼 認証番号表および認証番号カード(総称して、以下「カード等」といいます)は、第三者に偽造、変造、盗用、不正使用等されないようお客さまの責任において厳重に管理してください。これらの可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により再発行手続きをしてください。この再発行手続き前に生じた損害については、別途定めるキャッシュカード規定、デビット盗難補償規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

**第8条(本人確認)**

1. パスワード等による本人確認

当社は、ログイン時または各種バンキングサービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られた各種パスワード等とを照合し、その一致を確認することで本人確認を行ったものとします。

これにより本人確認をして取引をした場合は、当該パスワード等につきそれらが偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

ただし、この取引が、偽造キャッシュカードまたは変造キャッシュカードによるものである場合、および盗難キャッシュカードによるものである場合の当社の責任については、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。

2. 届出印による本人確認(個人のお客さまは除きます。)

事業者のお客さまについては、前項に定める場合のほか、当社所定の書類に使用された印影と、当社に

は、当社所定の手続きにしたがって、デビット付キャッシュカードの再発行手続きを行ってください。

(3) その他パスワード

お客さまが、登録済のログインパスワード、取引パスワード、または認証番号表と異なるパスワードを当社所定の回数連続して入力した場合、当社はお客さまに対して、当社所定の期間、当該パスワード等の取扱いを停止します。

4. カード等の管理

デビット付キャッシュカード、キャッシュカード 兼 認証番号表および認証番号カード(総称して、以下「カード等」といいます)は、第三者に偽造、変造、盗用、不正使用等されないようお客さまの責任において厳重に管理してください。これらの可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により再発行手続きをしてください。この再発行手続き前に生じた損害については、当社所定の場合を除き、当社は責任を負いません。

**第8条(本人確認)**

1. パスワード等による本人確認

当社は、ログイン時または各種バンキングサービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られた各種パスワード等とを照合し、その一致を確認することで本人確認を行ったものとします。

これにより本人確認をして取扱いしましたうえは、当該パスワード等につきそれらが偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

ただし、この取引が、偽造キャッシュカードまたは変造キャッシュカードによるものである場合、および盗難キャッシュカードによるものである場合の当社の責任については、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。

2. 届出印による本人確認(個人のお客さまは除きます。)

事業者のお客さまについては、前項に定める場合のほか、当社所定の書類に使用された印影と、当社に

登録された届出印を照合し、その一致を確認することで本人確認を行ったものとします。

諸請求書、諸届その他書類に使用された印影を、当社に登録された届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引をした場合は、それらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

届出印を紛失した場合はただちに当社へ通知するとともに、書面による当社所定の手続きを行ってください。当社は通知を受付けた時点で、ただちに取引制限を設定します。

### 3. 本人の再確認

口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。

## 第9条(インターネットバンキング)

### 1. 取引の依頼方法

(1) 略

(2) お客さまが取引に使用する端末が正常に稼動する環境を確保することはお客さまの責任とし、当社はお客さまが取引に使用する端末が正常に稼動することを保証するものではありません。万が一、端末が正常に稼動しないことにより損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

(3) 略

### 2. 略

### 3. 略

### 4. 取引の実施

(1) 略

登録された届出印を照合し、その一致を確認することで本人確認を行ったものとします。

諸請求書、諸届その他書類に使用された印影を、当社に登録された届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

届出印を紛失した場合はただちに当社へ通知するとともに、書面による当社所定の手続きを行ってください。通知を受付けた時点で、ただちに取引制限を設定します。

### 3. 本人の再確認

口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)、当社は、当該お客さまとの取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第9条(インターネットバンキング)

### 1. 取引の依頼方法

(1) 略

(2) お客さまが取引に使用する端末(パーソナルコンピュータ・モデム・携帯電話などの機器・通信媒体)が正常に稼動する環境を確保することはお客さまの責任とし、当社はお客さまが取引に使用する端末が正常に稼動することを保証するものではありません。万が一、端末が正常に稼動しないことにより損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

(3) 略

### 2. 略

### 3. 略

### 4. 取引の実施

(1) 略

(2)略

(3)通信機器・回線などの障害によりお客様の依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

#### 第10条(テレフォンバンキング)

1. 略
2. 略
3. 略
4. 取引の実施

(1)略

(2)略

(3)通信機器・回線などの障害によりお客様の依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

5. 略

#### 第11条 略

#### 第12条(手数料等)

バンキングサービスにかかる各種手数料は、サービスごとに定め別途当社 WEB サイト上で公表するとおりとし、お客様名義の当社所定の口座から引落します。引落しにあたっては、当該口座の規定にかかわらず、パスワード等の入力なしに、当社所定の方法により引落します。

#### 第13条(通帳の不発行、取引明細など)

1. 預金通帳および預金証書などは発行しません。取引明細の確認は、当社 WEB サイトの取引明細画面などにより行ってください。なお、お客様から希望があった場合には、預金の残高等について、当社所定の証明書を発行するものとします。証明書を発行する際には当社所定の手数をいただきます。

(2)略

(3)通信機器・回線などの障害によりお客様の依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社所定の取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

#### 第10条(テレフォンバンキング)

1. 略
2. 略
3. 略
4. 取引の実施

(1)略

(2)略

(3)通信機器・回線などの障害によりお客様の依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社所定の取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

5. 略

#### 第11条 略

#### 第12条(手数料等)

1. バンキングサービスにかかる各種手数料は、別途定めるとおりとし、お客様名義の当社所定の口座から引落します。引落しにあたっては、当該口座の規定にかかわらず、パスワード等の入力なしに、当社所定の方法により引落します。
2. 当社は各種手数料について、お客様に事前に通知することなく変更することがあります。この場合には、変更日および変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知します。

#### 第13条(通帳の不発行、取引明細など)

1. 預金通帳および預金証書などは発行しません。取引明細の確認は、インターネットバンキング等の当社所定の取引明細画面などにより行ってください。なお、お客様から希望があった場合には、預金の残高等について、当社の定めるところによりその事実を証するため証明書を発行するものとします。証明書を発行する際には当社所定の手数をいただきます。

2. 略

#### 第14条～第15条 略

#### 第16条(届出事項の変更)

1. 略
2. 略
3. 当社に届出られた届出事項が、お客さまの責により、第三者のものに変更されたとしても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 略

#### 第17条(告知、通知の方法)

1. お客さまは、本規定または各取引規定にもとづき当社よりお客さまへの告知または通知をする場合に、当社WEBサイト上への掲示、または電子メールその他の方法により行われることに同意するものとします。
2. 略
3. 略

#### 第18条 略

#### 第19条(解約、取引の制限について)

1. 略
2. 略
3. 次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、ただちに取引の全部または一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。
  - (1) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特定調停その他これらに類する手続の申立てがあったとき
  - (2) お客さまの当社に対する預金債権、その他債権又は当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
  - (3) 相続の開始があったことが当社にとって明らかになったとき
  - (4) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になったとき

2. 略

#### 第14条～第15条 略

#### 第16条(届出事項の変更)

1. 略
2. 略
3. 当社に届出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 略

#### 第17条(告知、通知の方法)

1. お客さまは、本規定にもとづき当社よりお客さまへの告知または通知をする場合に、当社WEBサイト上への掲示、または電子メールその他の方法により行われることに同意するものとします。
2. 略
3. 略

#### 第18条 略

#### 第19条(解約、取引の制限について)

1. 略
2. 略
3. 次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、ただちに取引の全部または一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。
  - (1) 支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申立てがあったとき
  - (2) 仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
  - (3) 相続の開始があったとき
  - (4) お客さまの所在が不明になったとき



(5) サービス提供に関する諸手数料その他当社に対する債務の支払がなかったとき

(6)～(8)略

(9) 当社に対する届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または当社への提出資料が真正でないことが判明したとき

(10)～(14)略

4. 略

5. 略

6. 第3項または第4項により取引が停止されたため取引の解除もしくは解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当社所定の方法により申出てください。この場合、当社は本人確認のための証明書類その他当社が必要と認める書類等の提出を求めることがあります。なお、当社との取引の解除または解約後において、貸出金等の当社の債権が残る場合には、当社は当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

#### 第20条(成年後見人の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

2. 略

3. 略

4. 略

5. 第1項から第4項の届出不備によりまたは届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第21条(相殺)

1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社は、その債務とお客様の当社に対する一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。

2. 前項によって当社が相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を当社による計算実行の日までとします。また、利率、料率等については、当社が定めるところによるものとし、外国為

(5) サービス提供に関する諸手数料の支払がなかったとき

(6)～(8)略

(9) 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき

(10)～(14)略

4. 略

5. 略

6. 第3項または第4項により取引が停止されたため取引の解除もしくは解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当社所定の方法により申出てください。この場合、別途定める本人確認のための証明書類その他必要な書類等の提出を求めることがあります。なお、当社との取引の解除または解約後において、貸出金等の当社の債権が残る場合には、当社は当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

#### 第20条(成年後見人の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

2. 略

3. 略

4. 略

5. 第1項から第4項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(追加)

替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

3. お客さまは、当社に対する債務と期限の到来しているお客さまの当社に対する預金その他債権とを、当社に対する債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。
4. 前項によってお客さまが相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとします。また、利率、料率等については、当社が定めるところによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

#### **第 22 条(充当の指定)**

1. 当社から相殺をする場合に、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合は、当社は適当と認める順序方法により充当できるものとし、お客さまは、その充当に対して異議を述べないものとします。
2. お客さまから返済または相殺をする場合に、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまは充当または相殺の順序方法を指定することができます。ただし、お客さまがこれを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当ことができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。
4. 前二項により当社が充当を指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社はその順序方法を指定することができるものとします。

#### **第 23 条(システム障害、災害などに関する免責事項)**

1. 次の各号の事由により、当社の提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。  
(1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さままたは

(追加)

#### **第 21 条(システム障害、災害などに関する免責事項)**

1. 次の各号の事由により、当社の提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。  
(1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さままたは

通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置・外国為替市場の閉鎖等、当社の責によらない事由により取引が遅延または不能となったとき。

(2)～(3)略

2. 略

#### 第 24 条(規定の準用)

当社との取引に関し、この規定に定めのない事項については、各取引規定その他当社の定めるところによるものとします。各取引規定その他の定めは、当社 WEB サイト上に掲示します。

#### 第 25 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。

(2)変更の内容が、本規定に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

#### 第 26 条(準拠法および合意管轄)

略

(削除)

通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置等、当社の責によらない事由により取引が遅延または不能となったとき。

(2)～(3)略

2. 略

#### 第 22 条(規定の準用)

当社との取引に関し、この規定に定めのない事項については、各取引に係る規定など当社の定めるところによるものとします。当社の規定などの定めは、当社 WEB サイト上に掲示します。

#### 第 23 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

#### 第 24 条(準拠法および合意管轄)

略

#### 第 25 条(個人情報の取扱い)

1. お客様は、当社がお客様の個人情報を当社の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」にしたがい取扱うことに同意するものとします。
2. 当社の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」は、当社 WEB サイト上に掲示します。